

四、離脱(被包括関係の廃止)について

―特に総本山の離脱の一例―

宮 城 泰 年

(本山修験宗)

―特に総本山の離脱の一例―

67 離脱(被包括関係の廃止)について

まず、総本山の宗派の離脱の経過という問題に入ります前に、私の方の宗派の、成り立ち、本末の関係について、いささか、説明を加えておきませんと、ご理解がむづかしいのではないかと、思うふうに思います。

いずこの教団も、祖師方がおられて、そしてまた、祖師の教えを中心にした総本山なり、一本山ができていって、末寺ができていくという形が、多いんであろうかと思えます。聖護院の場合、最近、本山修験宗という名称に変わったわけなのでございます。封建社会においては、総本山聖護院という、絶対的な力を持つ、いわゆる、聖護院の宮という宮家を、頭にいただいて、そしてそのもとに、全国の修験者を統括していったという形で、宗派が成立してきました。しかも、もともと、日本の民間信仰の中にありまして、地方に、それぞれに、はっきりした宗教団体という形にならないままに、存在しておったものが、一つの権威ある象徴を得たところに集まってきた、そうした山岳信仰、民間信仰の歴史のなかで、修験道というものが、育ってきたわけです。従いまして、この民間信仰の中で、育ってまいりました寺々が中心でありますから、まず、檀家というものをもっていません。いわゆる、信徒活動だけによって

きている、そういう宗教団体が、集合しておげます形です。明治維新の時に、修験道・修験宗というものは、廃止させられまして、そして、天台・真言のいずれかに、所属せしめられたという一つの経緯ももっております。そこで、経済活動の基盤を、多くの寺が失ってしまつて、宗団としては、その当時、全国に十万あまりもっていた宗団が、瓦解してしまいました。そして、戦後、第二次世界大戦終了後、また、再び、もとの修験宗というものを成立したときには、現在の数でいいますと、末寺は、百五十程でした。もう少し多かつたんですが、二百を切れたグループになつておつたという意味では、非常に、小さな宗派でありました。末寺の方も、その神仏分離と、修験道の廃止という、洗礼の中で、多く、形を変えてまいりました。私の土地の中に、宗教法人に土地を貸しているという形に変わつてきた寺院が、非常に多いわけです。地方にまいりまして、実態調査をいたしましたところ、何々家という形の中では、一千坪、ないし三千坪ふうな大きな土地を所有している中に、その何々院という寺は、雨落ちの一部分の、五十坪ほどをもっているとか、大きいところでも、二百坪程度であるとか、そうしたような境内地を所有しているようなものに変わつてきておりました。昔は、何々家をも、それから、何々院も、いっしょの大きさであつたわけでありまして、いっしょに活動しておつたものが、そういう形に変わつてきたというものは、止むを得ない面があると思います。そういう形の中で、聖護院といえます本山が、宗派の中心であるわけです。そういう意味では、さきほどから、安武先生もおっしゃつてました古い形の宗団が、そのまま、昭和三十年代におきましてもあつたわけなんです。つまり、信仰中心の、根本道場であります総本山というものものと、本末関係の強固なつながりという中で宗団が維持されております。それぞれの末寺の認識の上では、包括、被包括というふうな形、認識は、非常に薄いわけなんです。いわゆる本末の、意識が強いわけであつて、現在、宗派をようやく、再建するようになりました段階でも、宗派の名前が、ややもすると薄れております。これでようやく聖護院のグループにかえれたんだという考え方が、地方の末寺に

多いというあたりが、宗派の事務所におります者としましては、今後なかなかたいへんな問題をかかえておると、思うわけなんです。そういう宗派が、昭和三十六年の当時に一度瓦解しております。その瓦解の原因は、何かというところなんですが、いろいろ複合的な要素がありまして、一つだけの問題を、表にだすわけにはまいりません。しかし、私が、その当時から考えております大きな問題は包括団体である修験宗の責任役員と、総本山の責任役員とが、非常に類似していたという点です。しかも、その類似しておった中で親類関係も存在しておりました。A・C・Gというのは、たまたま、婚姻関係によって、親類になったわけでございます。血は全々つながっておらんわけでありすが、しかし、少くとも宗教法人として、常に考えておかねばならない、同族排除の問題からすれば、誤った構成であったらうというふうに、考えられます。特に、B・E・Fといったあたりの人々が、同族ないし親戚というものに對する不安感をもっておりました。なかでも経済活動にせよ、それから、宗教活動にせよ、絶大な力を持つておる聖護院の方に、A・C・Gという三人の同族がおるといったところに、不信感をもったことが問題だったと思われれます。そうしたものが、いろいろと作用して、いわゆる、収益事業の部門においても、不信感の大きくなるものとをこしらえていつていると、いうふうなことがでてきたと思うんでございます。その結果簡単に申しますと、信仰面の宗本一体、つまり、本山を中心にしてより集まっている末寺の意識、本末の強固なつながりという信仰面の考え方がやはり、運営面の方にまで拡大されなければならなかった、もちろんこれは、宗派の議決機関でありますところの、宗会の方からの大きな要望としてあがってくるわけなんです。そうした宗会の方の要望が、宗規則改正の要件として、宗本一体の形にあがってくるわけなのであります。そこらのあたりからやはり理屈だけの問題ではなしに、感情的な問題もからんでまいりまして、総本山の離脱という形になっていくわけなんです。宗会が宗派の決議機関でありますから、そうした要求が、はじめ、宗会協議会、つまり、私的な宗会人の会合であるという形で、総本山聖護院、すな

わち宗務の中心であります本庁のありますところで、開催を許可いたしました。それを臨時宗会として認めてくれという主張を、召集権をもっております管長が、認めなかつたあたりに、管長の不信任案という形になっていきました。そして、それに対応する形で、管長の不信任を出したB・Eに対して、管長および管長を兼ねておる聖護院の住職が、B・Eの解任というのに進んでまいるわけです。^①この時に、私は管長権というものは、絶大なものだと思いました。すなわち、これは、聖護院の立場になりますけれども、聖護院の責任役員であるBを、管長である聖護院の住職が解任いたしました。そのあと、聖護院の住職が、Kを推選して、就任させるわけなんです。以下、離脱の方向に進みますときでも、たとえば、聖護院の住職イコール管長が、被包括関係の廃止の決定なども、仮代表役員と仮責任役員を選任して行ないました。A、C、Gというのは、あまりにも聖護院の責任役員として、利害関係をもちすぎるというので、メンバーを交替させました。決議をいたしましたしても、管長の考え方というものが大きく影響されておるわけです。しかも、八月六日の、「臨時修験」の発行、^②つまり、公告の問題であります、事務所公告をだすだけではなしに、末寺に機関誌を通じて、公布しなければならぬというあたりも、離脱をしようとする聖護院の中、管長がおるところで行なわれました。楽に公告ができたといったあたりが、管長権、管長をもっているというところの絶大な問題だなあと感じたわけです。二条一号の法人であるということは、さきほど、先生のお話の中にておりましたとおりでありまして、総本山といえども、私たち、当時この離脱の手続をいたしました宗務担当者のものも、これは可能であるという観点でいたしましたわけでありました。総本山の離脱といえますものは、こうした諸手続上の問題を、全部適法なものにしていけば、必ず行なえるものだなと考えておりました。もちろん、これは小さな宗派の修験宗の規則、それから、聖護院のように、比較的単純な規則をもっているところで可能であったのかもしれない。ただこういうことが、決して参考にならないように、やはりしたいものだというふうに見えるわけなんです。

ります。といひますのは、さきほども指摘されましたけれども、聖護院といひます本山が、宗派を離脱いたしまして、本山を擁した末寺といひますものができてまいります。もう一方には、総本山のない宗派というものが残るわけです。以後の経過をみてみますと、総本山のない宗派というものが、いかに無力なものになっていくか、そしてそれが今日また、やがて合同するという気運にもつながってきたわけです。それから総本山をもった、しかも全部あわせて、百五十から二百の末寺しかもっていない小さな宗派が、二分するわけでありますから、宗教活動の上にも大いにさしかえになるというふうなことを痛感するわけです。その当時の聖護院を総本山とするところの宗団は、三十八年に、離脱が認証された段階で、宗務をひきつぎしなければなりません。そのための、役員構成もしなければなりませんので、双方の宗派が、このころになりますと、エキサイトしたのをぬきまして、集まりました。後任の参務、つまり、宗派の責任役員の推選とか、登記とか、そうしたものにつきましては比較的スムーズに、選任ができて、事務をひきつぎすることができました。それから今までの宗派の事務所を、聖護院の中から移しまして、小田原に、総本山のない事務所だけの本庁という形を置きました。一方、聖護院という方面を中心に、約七十ほどの末寺が同調いたしました。これも先ほど、指摘がありましたけれども、どうしても、総本山の方について、その当時の総本山の側の言い分では、まちがいが無い、正しかったんだという信念で、行なわれていたわけであります。総本山の方について、末寺というものの数が、相当多かったということ、だいたい宗派の末寺の勢力を二分いたしました。二つの宗派ができました。一方は、宗教法入修験宗がそのまま残るわけですが、一方、総本山聖護院を中心いたしました本山修験宗といふのは、いわば、宗派成立のもとの形で、暫定的であるかもしれませんが、単立寺院に全員なったわけであります。すなわち、単立寺院の連合体をもちまして、本山修験宗つまり、非法人の本山修験宗というのをつくりました。けれども、内規といたしましての宗制といひますものをこしらえておきまして、その宗制といひものが、

宗派の規則、のちに、昨年に合同いたしましたして、本山修験宗、宗教法人として発足した時の、もとになりました。宗制というものを残しておいた、つくっておいたといえますことになりました。ここで、以後は、五十四年の三月ごろから、さきほど申しましたように、本山のない宗派、末寺の少ない本山というものの中から、それ以後ずっと接触をもってきた結果が、合同の気運にふみきってきたわけなのであります。しかしながら、合同にふみきると申しまして、一方は、非法人宗派でありますし、他方は、法人宗派でありますので、合同というわけにはまいりません。簡単に申しますと、本山修験宗、単立法人、単立寺院の連合体の方の規則を、修験宗の方に提示いたしました。そして、それをもちろん、法人格をもった宗派としてつかえる規則に直して、提示いたしました。この段階では、文化庁の大きな指導があったわけですが、それを修験宗の方の議決機関を経て、新しい宗派の規則としました。修験宗の方は、名称の変更、目的の変更、それから公告の方法の変更、役員の変更、といったようなものを中心にいたしまして、ただこの際、直せるところについては、従来、あいまいであった責任役員の合議とか、責任役員の同意とか、責任役員の方の決議とかいうふうなものを、できる限り、統一していったわけです。それに従って末寺の規則も、後に統一することになるのでありますが、いくつかの、そうした条項を直しながら、修験宗の規則の全面変更という形で、宗規則を改正したわけでございます。それから、本山修験宗のグループは、この本山修験宗と、新たに名称を変更いたしました本山修験宗との被包括関係設定による形で、規則を変更しようということになりました。五十五年の八月に、宗派の事務所、それから、役員、目的、その他の事項の変更、登記が終りまして、宗派の形としては成り立ったのであります。しかし現在、規則の変更というものが、両方の末寺合わせまして、百五十、なかなか遅々として進まん状況にあります。私たち、地方にむいて、規則の変更について、積極的にとりくむように、勉強しているわけなのでありますけれども、なかなかめんどくさいというか、理解の程度がつかないというのか、

むつかしい問題があります。それから、もう一つの問題は、本庁の方から送られてきた規則の変更のサンプルの通りにやっただけでも、所轄庁へもっていったら、全々それじゃ通らないという声が、あちこちからおこってきております。特に、東の方が多くいです。京都からだいたい西の方は、九州・四国のあたりでも大半がすんでしまっているのですけれども、東の方が多くなっております。たとえば東京都が、規則の新旧対照表は、旧規則については、縦書にしろという、おもしろい書類形式を要求します。新潟県あたりへ行きますと、これは、非常に簡略に規則変更ができる書式になっております。かえって、本庁から提示しましたのが、複雑で、むつかしくって困るというふうな末寺からの、つき上げもあります。所轄庁による書類形式の差の問題が一つにはあるのではないかと、末寺の不勉強をたなに上げて、感じるわけでありまして、いずれにいたしましても、実務上は、理想といささか異ならざるをえないという問題をもちながら、規則の変更をしております。大きな問題は、任免権をもちます包括団体の長の絶対的権限にあると思われまます。包括団体の長は形式の上でも、任免権をもちます。末寺から申請されたものを、必ず、長が任命するのだということでありまして、規則の中にうたわれておれば、任免の条項も生きてくるわけがあります。たとえば末寺の多くの寺院の離脱というものを、自分たちの手でできてきて、そうした空文に等しい形のを、包括団体の規則中で置いておくことが、はたしていいのだろうかという問題もあります。末寺の代表役員の選任については宗派規則第三十一条に、ですね。寺院・神社または教会の代表役員は、当該宗教法人の定める規則により、選任すると規定しております。つまり、宗派の方で、末寺の代表役員あるいは、責任方法を規定しなかったということですが、規定しなかったといいますが、そうした規則のように書いたわけですから、そういう意味では、規定があるわけです。末寺の代表役員の選任に関しては、第八条にもあります。代表役員は、仏教僧侶たる資格者につき、責任役員会において、次の順序によって選定し、本山修験宗の代表役員まで、届けでるという規定です。責任役員につい

ても、同じような規定を置いてあるわけです。もともと、ここでは、徒弟及び前号以外の法類と書いて、比較的、一般的な形をそのまま踏襲しております。届けいでの義務だけを、そこに示しておるわけです。宗教法人の運営については、この本山修験宗の末寺の場合には、昔から無檀家でありますから、責任役員とそれから総代、二つのグループというのは、あまり、意識されておられません。これは、先ほど、小林先生のおっしゃった真言宗御室派と、われわれの本山修験宗は少し違うわけです。責任役員という名前だけで十分に理解されております。責任役員があり、代表役員があり、それらの人々の、宗教法人を運営しようとする、良心的な姿勢、意識を尊重しようとする面が、多分にあるわけであります。そのためには、常に、地方の末寺へかけていって、一定地域で、集会・研修会を開いていかなければならないという問題がでてまいります。五十五年に、規則の変更をいたしましたから、今日まで、地方の末寺へむいていって、規則の変更の問題だけでなく、そういう人間と人間、末寺の代表役員と本庁との人間的な接触というものに、相当多くの時間を費やさなければならぬという問題がでてきております。当分はその努力を続けなければならぬわけなんです、そうした中で、この包括団体の事務所にありますものと、それから、被包括という形の末寺との間の意識との相違というものにも直面いたします。包括、被包括ということばにつきまして、いちばん最初、文化庁にまいりまして、規則の案をだしました時に、この宗派は本宗に所属する、寺院、神社、教会をもって構成するという規則の案をだしました。ところが構成ではなしに、包括、被包括という宗教法人上のことばを使って下さいという指導があったわけです。感覚としましてはやはり構成という感覚が強くなりますので、先に申しましたような問題もでてくるのではないだろうかというふうに思います。それから、宗派の代表役員の問題でありますけれども、これも先ほどから指摘されておりますところの、まだまだ古い時代の形を多くとっております。規則の上では宗派の代表役員は管長がなると規定しております。つまり、宗派規則第六条に、代表役員は本宗宗憲により管長の職

にある者をもってあてると、規定しております。一応、規則の中には、管長という呼び名は使っておりません。すべて代表役員に統一しております。また代表役員の任期は、管長の任期によると規定しております。それで、宗憲の方では、第九条に、本宗の管長は、総本山聖護院の住職が、その職につくものとするというように規定しました。管長職と代表役員がイコールであるという、二身一体なんです。その上に、聖護院の住職がつかますから、まさに三身一体であるにまちがないわけであり。聖護院の住職の選任方法につきましては、これはまだ京都府の認証を得ておりませんので、目下書類作成中であります。責任役員会の中ですでに決定されましたものを、参考資料としてあげますけれども、代表役員の資格及び選任方法については、聖護院規則、第八条、九条に、資格と任期をつけております。代表役員は、本山修験宗教師のうちから、責任役員会及び門末総代会の合議により選任することにしてあります。従来は、門末総代会の規定は、宗派の規則の中にあつたんであります。門末総代会というのが、宗派の規則の中にありまして、聖護院の住職の、聖護院の代表役員の選任に対して、その門末総代会が必要であるというふうに規定されておりましたが今回、一力寺の規則として聖護院の規則の中に新たに項目を入れておるわけです。多少、規則の改正をいたしましたわけです。それからまた、任期につきましても、今までは聖護院の住職が、終身制でありましたけれども、任期五年としまして、再任をさまたげないという形に改めることにいたしました。もちろん、前の規則の中で、聖護院の住職が、宗派の管長になるとしてあつたこと、これは宗憲の上においては同一でありました。しかし、終身だから、辞任できないいんではないか、聖護院が宗派を離脱しても、管長はずっとそのままではないかというふうな話もあつたわけです。中心ではあつても、やめられないことではないということ、その当時、長谷山正観先生に、こうしたことについての指導をいただいております。離脱の時には、管長の辞任をしたという形で、その後の事務ひきつぎが行なえたわけです。その他これに合わせまして、末寺の規則も全面改正という形で、地方の末

寺に対してサンプルをだしております。さきほど小林先生がおっしゃってました責任役員の同意とか、責任役員会議、責任役員会の議決あるいは責任役員議決、いろいろその使い方が、従来、昭和二十七、八年当時に示された規則によって使われてきておりました。変えていったものですから、全面的な改正というふうな形になってきたわけです。昭和二十七年に規則が認証され、その後総本山の離脱があり、それからまた、それが、変則的な形ではありますけれども、合同という形により、末寺の規則まで洗い直すことができました。それは、ある意味では、非常に有益なことではあったろうと思えますけれども、逆にその間に失われた二十年間の時というものは、やはり大きなものがありました。その間、他の宗派は、どんどん近代的に脱皮しながら、古い體質を脱皮しながら、本来の宗教活動を拡大しておられました。そのときに本山修験宗は二十年前からの再スタートというわけですから、なかなかむつかしい問題をかかえておるわけです。しかも、この宗団があいかわらず、そういう形で、合同いたしましたしても、たとえば、その本末の關係とかいうものは従前どおりであります。それからまた、本山のいわゆる経費負担によるところの宗団の維持は、他の集団ではちょっとみられないと思います。さきほど申しましたように、檀家組織がないということから、明治以後、伝統的に包括される末寺の経費負担というものは、ほとんどないわけであります。本山の経費負担によるところの宗団の維持といったことで、今後いろいろの問題がでてくるだろうと思えます。そういう中で、経費負担をするところがどうしても発言力も強くなってくるわけです。責任役員は、本庁・本山では、同一ではないのです。代表役員と責任役員の一部が、現在同一であるだけであって、ほかは全部違うわけなんです。その本山の意向が大きくなりがちなんです。それを多少なりともやわらげるものが、現在変更されました宗制なり、末寺の規則ではないだろうかというふうに考えております。そうした具体的なものにつきましては、添付いたしました資料をごらんいただきまして、また皆さん方によって、さらにこういう私達、宗務を扱っております、法律的

にはあまり明るくない者に対して、今後ご叱正をたまわりたいと思います。こういう宗教学会が、宗教法制の研究を開かれるということにつきまして、今後私達は、多に刺激されるものがあるのではないかと考えておる次第であります。

聖護院規則

|| 新 ||

代表役員

(呼称)

第七条 代表役員を「任職」という。

(資格及び選任)

第八条 代表役員は、本山修験宗教師のうちから、責任役員会及び門末総代会の合議により選任する。

二、代表役員以外の責任役員は、本山修験宗教師のうちから代表役員が任命する。

|| 旧 ||

代表役員

(呼称)

第七条 代表役員を「任職」といい、その他の責任役員のうち一人を「執事長」といい、他の三人を

「執事」という。

(資格及び選任)

第八条 代表役員は修験者につき、責任役員会の決議により選任する。

二、代表役員以外の責任役員のうち、執事長は修験者のうちから代表役員が選任し、執事は修験者のうちから執事長が推薦したものを、代表役員が任命する。

(任期)

第九條 代表役員及び責任役員は五年とする。

但し再任を妨げない。

- 二、 補欠責任役員は、前任者の残任期間とする。

- 三、 代表役員及び責任役員は、辞任又は任期満了後でも、後任者が就任するまで、なおその職務を行うものとする。

(資格及び選任)

第一三條 代表役員の代務者は、前条第一号に該当する

ときは、本山修験宗教師のうちから、責任役員会及び門末総代会の合議によって選任し、同条第二号に該当するときは、本山修験宗教師のうちから代表役員が任命する。

- 二、 代表役員以外の責任役員は、本山修

(任期)

第九條 代表役員は終身とする。

- 二、 責任役員は五年とする。但し再任を妨げない。

- 三、 補欠責任役員は、前任者の残任期間とする。

- 四、 代表役員及び責任役員は、辞任又は任期満了後でも、後任者が就任するまで、なおその職務を行うものとする。

(資格及び選任)

第一三條 代表役員の代務者は、前条第一号に該当する

ときは、修験者の中から責任役員会において選任し、同条第二号に該当するときは、修験者の中から代表役員が任命する。

- 二、 代表役員以外の責任役員のうち、執事長の代務者は代表役員が選任し、執事の代務者は執事

三、 この規則における修験者に関する規定は別に之を定める。

驗宗教師のうちから代表役員が任命する。

第五節 門末総代

（員数）

第二二条 この法人に門末総代三人を置く。

（資格及び選任）

第二三条 門末総代は、本山修験宗の寺院住職のうちから、責任役員会議において選定し、代表役員が任命する。

（任期）

第二四條 門末総代の任期は四年とし、再任を妨げない。

（職務）

第二五條 門末総代は、門末総代会を組織し、責任役員会と合議し、この法人の代表役員を選任にあたる。

長の推薦により、代表役員が任命する。

第五節 総代

（員数）

第一九條 この法人に信徒の総代五人を置く。

（資格及び選任）

第二〇條 総代は信徒のうち、衆望の帰するものから任職これを選任する。

（職務）

第二一條 総代は任職の招集によって総代会を開き、その諮問に答え、この法人の経営につき協力するものとする。

（任期）

第二二條 総代の任期は三年とする。但し再任を妨げない。

宗 憲

|| 新 ||

(伝燈)

第三条 本宗の伝燈は宗祖以来聖護院に嫡々相承する

深仙灌頂血脈譜によつてその正統を継承する。

(総本山)

第八条 本宗の総本山を聖護院とする。(以下略)

(管長)

第九条 本宗の管長は総本山聖護院住職がその職につ

くものとする。

(宗会)

第十二条 本宗の議決機関を宗会とする。

(構成)

第十三条 本宗は、本山修験宗に加入せる寺院、神社、

教会、教徒及び檀信徒をもつて構成する。

規 則

(公告の方法)

第四条 本宗の公告は、機関紙「本山修験」に掲載、

|| 旧 ||

(伝燈)

第三条 本宗の伝燈は宗祖以来嫡々相承する深仙灌頂

血脈譜によつてその正統を継承する。

(包括)

第十三条 本宗は、寺院、神社、教会、教徒及び檀信徒

を包括する。

(公告の方法)

第四条 この法人の公告は、機関紙「修験時報」に掲載

及び本山修験宗本庁の掲示場に十日間掲示して
行う。

代表役員及び責任役員

（員数）

第五条 本宗には、六人の責任役員を置き、そのうち

一人を代表役員とする。

載し、及び修験宗本庁の掲示場に十日間掲示し
て行う。

代表役員及び責任役員

（員数）

第五条 この法人には、六人の責任役員を置き、その

うち一人を代表役員とする。

（呼称）

第六条 代表役員を「管長」といい、その他の責任役

員を「参務」という。

（資格）

第六条 代表役員は本宗宗憲により、管長の職にある

者をもって充てる。

一、 責任役員は、本宗の宗務総長及び部長の職に

ある者をもって充てる。

（任期）

第七条 代表役員の任期は管長の任期による。

一、 責任役員の任期はそれぞれ宗務総長及び部長

の任期による。

（資格及び選任）

第七条 管長は、この宗派の規程によって総本山聖護

院住職の職にある者をもって充てる。

一、 参務は、修験宗本庁の総務及び部長の職にあ

る者をもって充てる。

（任期）

第八条 管長の任期は、総本山聖護院住職の任期によ

り、終身とする。

一、 参務の任期はそれぞれ総務及び部長の任期に

(責任役員の仕事権限)

第九條 本宗の事務は、責任役員の仕事数の三分の二以

上で決し、その議決権は各々平等とする。

代務者

(資格及び選任)

第一一條 代表役員の仕事者は、管長代務者の職にある

者をもつて充てる。

本山修験宗本庁

(役員の仕事及び選任)

第一六條 宗務総長は、教師のうちから宗会において推

薦した者につき、部長は教師のうちから宗務総

長が推薦した者につき代表役員が任命する。

宗会

よる。

三、管長及び参務は、辞任又は任期満了後でも：

略：

(責任役員の仕事権限)

第一〇條 本宗の事務は、責任役員の仕事数の全員で決し

：

代務者

(資格及び選任)

第一二條 管長の代務者は、前条第一号に該当するとき

は教師のうちから参務の合議によつて選定し、

同条第二号に該当するときは教師のうちから管

長が任命する。

修験宗本庁

(役員の仕事及び選任)

第一七條 総務は、教師のうちから宗会において推薦し

た者につき、部長は教師のうちから総務が推薦

した者につき管長が任命する。

宗会

（組織）

第二二条 宗会は、本宗に包括される法人格を有する寺院、神社、教会の代表役員をもって組織する。

（議員の資格）

第二四条 宗会開催日までに代表役員、あるいは代表役員代務者に就任した者でなければ議員の資格を有しない。

（議事及び議決の定足数）

第二六条 宗会は、議員資格者の半数以上の出席がなければ議事を開き議決することはできない。但し、委任状をもって出席に代えることもできる。

二、 宗会の議事は、出席議員の過半数で決する。但し可否同数のときは議長の裁決するところによる。

（組織）

第二三条 宗会は公選議員八人及び管長が特選した議員三人で組織する。

（選挙及び被選挙の資格）

第二四条 教師（修験宗本庁の役員を除く。）は、公選議員の選挙及び被選挙の資格を有する。

（議事及び議決の定足数）

第二九条 宗会は、議員の定数の三分の二以上の出席がなければ、議事を開き議決することはできない。

門末総代会

（職務権限）

第三三条 門末総代会は、第一五条に規定する事項の外、この法人又は総本山聖護院に関し特に必要と認めたる事項につき審議する。

二、 門末総代会は、第三七条の規定により、総本山聖護院住職推薦委員となる。

寺院、神社及び教会

(代表役員を選任)

第三一条 寺院、神社又は教会の代表役員は、当該宗教法人の定める規則により選任する。

二、 選任を受けた代表役員は、責任役員連署をもって速やかに本宗の代表役員に届け出るものとする。

(責任役員を選定)

第三二条 寺院、神社又は教会の代表役員以外の責任役員は、当該宗教法人の定める規則により選定する。

(代務者及びその他の役員を選任)

第三三条 代表役員ならびに責任役員、あるいは仮代表役員、仮責任役員及びその他の役員を選任方法は前二条に準じるものとする。

(設立、規則の変更等)

寺院、神社及び教会

(総本山の代表役員を選任)

第三七条 総本山聖護院の任職は、この宗派の定める資格者のうちから、この法人の責任役員及び門末総代を推薦委員とし、その推薦によって就任する。

(総本山以外の代表役員を選任)

第三八条 総本山以外の寺院、神社又は教会の代表役員は、この宗派の定める資格者のうちから、左の順序により(現任代表役員において、現任代表役員がないときは責任役員において)選定した者につき、管長が任命する。

- 一、 徒弟及び遺子
- 二、 前号以外の法類
- 三、 前二号以外の者

二、 前項の任命を受けようとするときは、本人の承諾を得、責任役員連署をもって管長に申請するものとする。

(設立、規則の変更等)

第三四条 寺院、神社若しくは教会を設立しようとする

とき、又は寺院、神社若しくは教会が次に掲げる行為をしようとするときは、本宗の代表役員に届け出るものとする。

一、 宗教法人となること。

二、 規則を変更すること。

三、 合併又は解散をすること。

（財産の処分等）

第三五条 寺院、神社又は教会は、次に掲げる行為をし

ようとするときは、宗教法人法第二三条の規定による手続のほか、本宗の代表役員まで届け出るものとする。

（規則の変更及び合併）

第三八条 この規則を変更しようとするときは、責任役

員の定数の全員と宗会の議決を経て、文部大臣

の認証を：：以下略：：

第四五条 寺院、神社若しくは教会を設立しようとする

とき、又は寺院、神社若しくは教会が次に掲げる行為をしようとするときは、管長の承認を受けなければならない。

：：略：：

（財産の処分等）

第四六条 寺院、神社又は教会は、次に掲げる行為をし

ようとするときは、管長の承認を受けなければならない。但し第三号から：：以下略：：

（規則の変更及び合併）

第六二条 この規則を変更しようとするときは、宗会議

員の定数の過半数及び責任役員の定数の全員の

議決を経て、：：以下略：：

末寺規則

|| 新 ||

第五條 この法人の公告は、この法人の揭示場に七日間揭示してこれを行う。

第八條 代表役員は、仏教僧侶たる資格者につき、責任役員会において次の順序によって選定し、本山修験宗の代表役員まで届け出る。

- 一、 徒弟及び遺子
 - 二、 前号以外の法類
 - 三、 前各号以外の者
- 二、 代表役員以外の責任役員は、法類、檀徒又は信徒のうちから代表役員が任命し、本山修験宗の代表役員まで届け出る

|| 旧 ||

第五條 この法人の公告は、修験宗の機関紙「修験時報」に掲載し、またはこの法人の揭示場に七日間揭示してこれを行う。

第八條 代表役員は、修験宗の定める資格者につき左の順序によって選定し、この法人の申請により修験宗の代表役員が任命する。

- 一、 徒弟及び遺子
 - 二、 前号以外の法類
 - 三、 前各号以外の者
- 二、 前項代表役員の任命を受けようとするときは、現代表役員において、現代表役員のないときは責任役員において選定し、本人の承認を得、責任役員の連署を以て、修験宗の代表役員に任命を申請する。

三、 代表役員以外の責任役員は、法類、修験宗の教師、檀徒又は信徒のうちにつき、代表役員が

第一三条 代表役員は、前条第一号に該当する

ときは、責任役員会において選任し、同条第二号に該当するときは、代表役員が任命し、本山修験宗の代表役員まで届け出る。

二、 代表役員以外の責任役員は檀徒、信徒、法類のうちから代表役員が任命し、本山修験宗の代表役員まで届け出る。

第二〇条 次に掲げる行為をしようとするときは、責任

役員会の議決を得て、その行為の少なくとも一月前に、檀徒及び信徒その他の利害関係人に対して、その旨公告し、本山修験宗の代表役員に届け出るものとする。

第一三条 代表役員は、前条第一号に該当する

ときは、責任役員会において、同条第二号に該当するときは、代表役員において、修験宗の教師のうちから選定し、修験宗の代表役員が任命する。

二、 代表役員以外の責任役員は、檀徒、信徒、法類又は修験宗の教師のうちから代表役員が選定し、修験宗の代表役員が任命する。

第二〇条 左に掲げる行為をしようとするときは、責任

役員会の同意を得て、修験宗の代表役員の承認を受けた後、その行為の少なくとも一月前に、檀徒及び信徒、その他の利害関係人に対して、その旨を公告しなければならない。